

埼玉県土地利用調整研究会設置要領

(設 置)

第1条 県土の適正かつ計画的な利用の推進を目指し、土地利用行政に関する調整及び土地利用に関する諸問題について総合的に調査・研究するため、埼玉県土地利用調整研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 研究会は、次の事項について、調整及び調査・研究を行う。

- (1) 埼玉県土地利用調整会議で審議する事項のうち、あらかじめ調整を行う必要があるもの。ただし、産業基盤づくり推進チーム会議において調整する事項は除く。
- (2) その他、県土の適正かつ計画的な利用の推進に向けて、総合的に調査・研究を行う必要があるもの。

(構 成)

第3条 研究会は、別表に掲げる課所等の職員（以下「構成員」という。）をもって構成する。

(座 長)

第4条 研究会に座長を置き、企画財政部土地水政策課長をもって充てる。

(会 議)

第5条 座長は、研究会を招集し、その会議の議長となる。

- 2 座長は、審議事項の内容により、構成員全員の出席を求める必要がないと認めるときは、一部の出席を求めて会議を開催することができる。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対し、会議に出席するよう求めることができるものとする。
- 4 座長が欠席のときは、あらかじめ座長の指定する者が本条に規定する座長の職務を代理する。
- 5 座長は、必要があると認めるときは、文書又はその他の方法による審議を行うことができる。

(庶 務)

第6条 研究会の庶務は、企画財政部土地水政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、研究会の運営について必要な事項は、企画財政部土地水政策課長が定める。

附 則

この要領は、平成15年3月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

「土地利用調整研究会設置要領」を「埼玉県土地利用調整研究会設置要領」に改め、この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表

企画財政部	計画調整課、地域政策課、土地水政策課、地域振興センター
環境部	環境政策課、エネルギー環境課、水環境課、産業廃棄物指導課、資源循環推進課、みどり自然課
産業労働部	商業・サービス産業支援課、企業立地課
農林部	農業政策課、森づくり課、農村整備課
県土整備部	県土整備政策課、河川砂防課
都市整備部	都市計画課、市街地整備課、産業基盤対策幹
教育局	文化財・博物館課
警察本部	交通規制課